

第五十五回国会 社会労働委員会 議 録 第十五号

昭和四十二年六月一日(木曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 藏内 修治君

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 天野 光晴君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中野 四郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 栗山 秀君

理事 枝村 要作君

理事 川崎 寛治君

理事 佐藤觀次郎君

理事 西風 勲君

理事 山本 政弘君

理事 和田 耕作君

理事 北側 義一君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

厚生政務次官 田川 誠一君

厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省公衆衛生局長 中原龍之助君

厚生省社会局長 今村 讓君

厚生省児童家庭局長 渥美 節夫君

厚生省年金局長 伊部 英男君

厚生省援護局長 実本 博次君

社会保険庁年金保険部長 網野 智君

委員外の出席者

総理府恩給局長 大屋敷行雄君

給問題審議室長 大屋敷行雄君

専門員 安中 忠雄君

六月一日

委員浅井美幸君及び大橋敏雄君辞任につき、その補欠として北側義一君及び伊藤惣助丸君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出第八〇号)

○川野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 厚生大臣にお伺いいたしますけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法の提案が一番最初になされたのは、たしか昭和二十七年でございましたね。そのときに、この提案理由の説明は「戦傷病者、戦没者遺族等は、過去における戦争において国に殉じた者でありまして、これらの者を国が厚く処遇するのは、元来国としての当然の責務でございます。」というところであったと思うのです。そこから、きのう実本政府委員のおっしゃった賠償理論による国家補償の精神がこへ生かされた、こう思うのですけれども、

も、今度の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案につきましても、これはやはり同じような趣旨に基づいてなされておるのかどうか、その点をまず第一に大臣からお伺いしたいのです。

○坊国務大臣 やはりそういう国の犠牲になられたといったような人に対する感謝の気持ちがその中には含まれておる、こういうことでございませう。

○山本(政)委員 その感謝ということとは、もちろん提案の理由に書いてあります。だが、この感謝ということが、昨日実本政府委員のほうから御答弁があったように、この法案もいわゆる賠償理論に基づいた国家補償の精神によって行なわれておるのかどうかということなんです。

○坊国務大臣 やはりその規定には、国家賠償というふうな精神が含まれておると思うわけでありませう。

○山本(政)委員 これはあとで問題になると思いますが、まずから問題を残しますけれども、それでは、二十七年の当時、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の提案がなされたときに、それと同時に、それとはまた別に二億円の予算が計上されております。その目的は、遺家族の子弟の育英を充実する、これが一つあったと思います。もう一つは、合同慰霊の式典を行なう。それから、さらに第三点は、身体障害者を一定の事業所に雇用させるような措置をとりたいということ、二億円の予算が計上されておると思います。この点につきましても、遺家族の子弟育英を充実する、あるいは身体障害者を一定の事業所に雇用させる措置をとるといふことについて、一体どのような措置がとられたのか。あるいはどのように子弟の育英を充実させていったのか。ひとつ経過をお伺いしたいと思ひます。

○実本政府委員 先生のいまのお話で、二十七年に二億円の予算が計上されたその中身についてお示しがありました。が、いまちょっと私のほうはここで確かめられませんが、少なくともここで申し上げられますことは、全国の戦争犠牲者の慰霊のための追悼式の経費につきましては、厚生省のほうで、その執行について、そういった試みを行なっております。そのほかの子弟の育英の問題その他につきまして、いま、ちょっとつまびらかにできませんので、後刻調べまして御返事申し上げます。

○山本(政)委員 これもあとから御質問申し上げたいと思うのですけれども、戦没者の対象件数は一万件とここにありますが、その内容、つまり戦没者の父母というのはいくつ今日どれくらいおられるのか、これをひとつお伺いしたいと思ひます。

○実本政府委員 戦没者の遺族としての父母がどのくらいかというお話でございますが、その要件を満たしておる父母といたしましては、一万件を推定いたしております。それ以外の一般的に戦没者の父母としてどのくらいいるものだろうかという数字でございしますが、これは、昨日も先生からの御質問のありましたときに、恩給の公務扶助料をもらっている方の中で七十歳以上の者をのぞいたお示ししたましたが、おそらくそれは父母に当たる者であらうというふうな推定がつくわけでございますが、そのほかに一つ一つの件数といたしましては、めどはまだいまつけておらぬわけでございます。

○山本(政)委員 私は昨日この原爆被害者の実態調査に關して大臣にお伺いいたしました。それは、過日七人委員会が要請をしたことに対して、大臣が、実態調査をしてから立法のことについては考えたい、こう申し上げられます。片方のほうは

実態調査をするということで立法化については遅延されておる。今日ここで私が伺ひして、大体一万件で内容的には私が申し上げた数字だろうというふうなことは、私はたいへんうなずけないのです。こういうものについては、少なくとも実態調査をしてやるべきだと私は思うのですけれども、そういう点について何か非常に便宜的にお考えになっているような気がするわけですが、その点について伺ひたい。これは大臣にお伺ひいたします。

○坊国務大臣 何らかの形で援護をしなければならぬというふうな対象につきましては、すでに実態調査ができた上においてそういう措置をとっておる。一般的のそういうものに対しては、もし必要としてこれに対して措置をとるとすれば、これはやはり実態調査をしていかなければならない。さような意味におきまして、原爆被害者といったような方々については、これは実態調査をした上で措置をとる、こういうことでございます。

○山本(政)委員 時間の関係もございしますので、原爆の被害者についてはあとで詳しく御質問をいたしたいと思ひます。

条文に入りたいと思ひます。この法案の第二条の第一項第五号に、外地関係共済組合、こういう項がありますけれども、これには関東州というものは含まれておりまじょうか。

○実本政府委員 外地関係共済組合の制限につきましては、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に規定されておりました、ここには含まれておりません。

○山本(政)委員 関東州には共済組合があったと思うのですけれども、あったのなかったのか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○実本政府委員 この旧令共済の中に関東州の関係は入っておるわけでございます。

○山本(政)委員 入っておりますね。

○山本(政)委員 入っておりますね。

ね。その点はつきりしてください。

○実本政府委員 救済措置はあります。

○山本(政)委員 それでは第三条の第三項に、前項の規定により特別給付金を受けるべき順位にある戦没者の父母等が、一、こうありますね。このあとに引き続いてカッコがあります。「その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上」とカッコを閉じております。ここに書いておる「二年以上生死不明であるときは、一年以上」ということは、おそらく厚生大臣のあたにかいお気持ちで、いままで生死不明であるから一年でも早くこういう特別給付金の支給を与えてやりたいという親切心と思ひます。それでしようか、どうですか。それをひとつ伺ひします。

○実本政府委員 第三項の規定は、おっしゃるとおり、そういうのはからい考えたわけでございます。

たたい気持ちだと思ひますけれども、その点をどうお考えなんでしょう。

○実本政府委員 お説のような考え方はございしますが、この戦没者の父母につきましては、もともとと法律に書いてございしますように、公務扶助料を現に受けておる方、あるいは年金を受けておられる方、その他共済組合のほうですでにいろいろな給付を受けておられるということで、その対象がそういった法律制度に結びついた対象になっております。また、比較的身元がわかつていて、そういうふうな方々でございしますので、原則を二年にいたしたわけでございます。そういうふうな前提に立っておりますので、こういった不安定な状態でも長く置くということよりは、なるべく早い機会にそういったものを整理したほうがいいということをお考えまして、一年以上ということにカッコをセットしたわけでございます。

○山本(政)委員 いま政府委員は身元がわかつていてと言われた。身元がわかつていてということとは、実態を把握しているということになるわけじゃないですか。あなたは、実態がわからないうちでございしませんか。あなたはおっしゃるけれども、冒頭におっしゃってございしますけれども、実態がそれではおわかりなわけですか。と同時に、余命率がだんだんと伸びてきていくということもありません。あなたのおっしゃるやうに、かりに実態がわかつておるならば、その実態というものがどうなものであるかということをも一度調査をした上で、この条文を一年を二年にするとか、つまりカッコの中を削除するとかいうことは、当然私は考えられると思ひます。あなたは実態がわからないと言ひながら、いまの御答弁では実態をつかんでおるから、こういうお話のようでございます。それと、その点ひとつはつきりお伺ひしたいと思ひます。

○実本政府委員 この実態の問題でございします。援護法なりあるいは恩給法なりの国家補償の精神に基づいてやっております年金なりあるいは扶助料におきましては、そのきわめておくべき実態というものは、それが戦没者なりその他の方々

との間において、形式的に親子関係があるとかないとか、たとえば戸籍をもつて調べておくとかいうような、形式的な点を調べておくということがその実態をきわめる行政上の必要でございまして、これが、たとえば生活保護であるとか、あるいは福祉行政をやります場合においては、その人の生活実態というふうなところまで行政上調べる、あるいはきわめるということは、この場合には、そこまでのところをきわめておくことに越したことはございせんが、行政上の必要上、最小限度そういうものをきわめておくをただしておく、こういう実情でございします。

なお、そういう父母のうちで、この法律の対象といたしておりますような子供を持っておられた方が全部なくなつたんだらうか、あるいは一番最後になつた子供が公務の傷病でなくなつたかどうか、そういう意味の調査と申します。か、実態が必要でございまして、そういうものについての数を、実態調査として一応一万件というものを予定したわけでございます。

○山本(政)委員 それではこれは大臣にお伺ひいたします。一応戸籍上によつて戦没者の父母がつかめる、こういう言い方が妥当かどうかわかりませんが、さういふ実態は別として形式的につかめる、こういうことでございします。したがって、この本旨からすれば、そういうことによつて恩給というものをやるのだ、こういうことでしよう。そうすると、そこには大臣のおっしゃるやうな、つまり賠償理論というものが、国家補償の精神というものがそこに働くかどうか。さつきあなたが申しましたように、大臣は先ほど、国家補償の精神に基づいておるのだ、その根拠はそこにあるのだ、こうおっしゃってございしますけれども、論理的にさうなりますでしょうか。

○坊国務大臣 国が恩給の精神を何らかの形で具体化する、こういうふうな場合に、戦没された犠牲になられた方、そういう方の家族、一番近いのは妻でございしますが、そういうふうな方々に対して、なくなられた犠牲になられたりした

方々と非常に関係の深い方——形式的にでござい
ますが、それをはつきりさせまして、それに対し
て何らかの措置をするというところが、これはやは
り国家の賠償義務と申しますか、そういう精神
と、それに措置をとることは、国家の慰謝の精神
と相背馳するんじゃないかということには相ならな
い、こういうふうな考えです。

○山本(政)委員 先に進みたいと思えますけれど
も、私がこだわるのは、戦傷病者の妻に対する特
別給付金支給には、こういう規定はございませ
ね。つまりこういう考え方の規定というものは
入っておりませんか。入っておりますか。

○実本政府委員 入っております。

○山本(政)委員 いや、なぜここに入れたか、そ
れをもう一べん説明していただきたいのです。

○実本政府委員 妻の場合はいま単独でございま
すが、老父母の場合は、一応父母ということで一
体になっておりまして、その違いがありますの
で、そういうふうな配慮をしたわけでございま
す。

○山本(政)委員 これは率直に申し上げまして、
こういう関係法案というのはいへん難解なんで
すけれども、この第二条三項の一、二は、戦没者
の妻が遺族年金を支給されておる場合に、父母あ
るいは祖父母はいままでは特別給付金の受給対象
にならなかった。それをこの項で父母あるいは祖
父母にも受給権を与える、こういうふうにしたわ
けなんです。この点ひとつお伺いしたいので
す。

○実本政府委員 これに入れましたのは、この三
項の意味するところは、おっしゃいますように、
たとえばこれは順位を待っておられる妻、父母の
ことが一号でございまして、それから、まだ六十
歳に達しないために扶助料なり遺族年金の受給権
が発生しないという父母のために設けられまし
た、いわば救済規定ということでございませ
す。

○山本(政)委員 これは私もよくわからないので
お伺いしたいのですが、この項の規定によって
父母もしくは祖父母が給付金を受ける。そのとき

に父母もしくは祖父母がかりに死亡したという
ときには、その継承権というのは妻にいく場合があ
り得ますか、あり得ませんか。

○実本政府委員 妻としてははいりません。もし
かりに、その妻が請求権者である父母の——こ
ういう例はあまりないと思いますが、養子として
なっているというふうな場合は、養子として相続
するということは考えられますが、妻そのものと
しては、たとえ父母と同居しておると、それに
は請求する権利というものを発生させる予定はい
たしておりません。

○山本(政)委員 第七条で、受給権を持つ父母等
が死亡したときには、相続人はその受給権を継承
できることになっております。この場合、父母が
昭和四十二年四月一日に生存していたときにのみ
これは適用されますね。そうすると、それ以前、
たとえば四十二年三月三十一日に死亡した場合に
は、これは適用されませんか。

○実本政府委員 その場合、残念ながら適用され
ません。法律が四月一日から施行されるわけでご
ざいますから……。

○山本(政)委員 私は立法趣旨として——立法趣
旨という言い方は語弊があるかも知れませんが、
とにかく法律を立てるときには、これは、これ
は十分に慎重に立てなければならぬと思うので
す。しかし同時に、一日違いで支給が受けられな
い、あるいは少なくとも一カ月くらいいううちに
なくなりましたときにそれが適及できない措置
というの、私は、考え方としては非常に冷たい
考え方じゃないか、こう思うのですよ。と同時に
に、これはあとでまたお伺いいたしますけれど
も、今度は支給する場合に、ほとんど相続権と
いいますか、そういうものが働いていて、とも
すれば、無原則という言い方はちよつと酷かもわ
かりませんが、範囲がだんだん広がっていき
く、こういう考え方についてちよつと疑問を抱く
わけです。その点について、この担当の方々は、
ある一定期間については適及をさしていつて救済
をするという考え方がありになるのか、ならな

いのか。これは慰謝との問題がありますから、も
ちろんそういうことも考慮に入れなければならな
いと思えますけれども、その点についてのお考え
をちよつとお伺いしたいと思うのです。

○実本政府委員 その点につきましては、昨日先
生から御質問がございました、二十七年の四月二
十九日までの間に再婚を解消された妻、それ
以降に再婚解消された妻等について、お示し
があったようなアンバランスといえますが、法律
上の立て方のために、権利が得られる者と得られ
ない者が出てくるということにつきましては、
まさしくいま御質問のございました戦没者の父母
に対する特別給付金についても同じ問題があるわ
けでございまして、こういう一時金を差し上げる
ことを規定いたします場合、給付金につきまして
は、すべて、こういったある時点をとらえまして、
その時点の状態において法律上の権限の設定をき
めるといふような立て方になっております関係
上、どの時点をとらえてつくりまして、時点をと
らえて立て方を考える以上は、そういう問題が
出てまいりますのでございまして、この点につきま
しては、従来からの立法でございします戦没者の妻
の場合、あるいは戦傷病者の妻の場合、その他の
給付金の問題につきまして常に起こっておる問題
でございまして、これはそういう制度上の問題と
して、一日違いで権利が得られないという人にと
っては非常に不気味な事柄でございますが、
これはどうにもやむを得ないというふうな考え
でおるわけでございまして。

○山本(政)委員 それでは第六条。前後して申し
わけありませんが、この第六条は、私は解釈がな
かなかつきかねるのですけれども、こういうふう
に解釈していいのですか。六条の考え方というの
は、たとえば父方の祖父母とか、あるいは母方
の祖父母、こういう方と考えられていいのです
か。つまり、特別給付金を受ける権利を有する者
が数人ある場合においては——という考え方で
「数人ある場合においては」という考え方です
ね。

○実本政府委員 これは父方の祖父母と母方の祖
父母といったようなときに、どちらか一人、こ
ういふふうな考えておるわけであります。

○山本(政)委員 そういふふうな考えておるわけ
ですね。私は率直に申し上げますよ。この数人が
同時に同じ権利を有するという場合に、むしろ特
別給付金を同時に渡すことによって摩擦が起きる
ことがあると思うのです。人間というものは、あ
る場合には非常に強い場合もある。しかしある場
合には非常に弱い場合もある。せっかく皆さんが
お考えになって特別給付金をお与えになるときに
に、公的に順位をつけないで、そうして同時に並
列で全部受けられる、こういうことになったとき
に、家庭の中で逆に摩擦が起きてトラブルを起
す、こういうことをお考えになったことがござ
いますか。ございせんか。私は、そういう場合に
ついて、やはり順位というものは明確にすべき
だと思っておりますけれども、この点ひとつお伺い
したいと思うのです。

○実本政府委員 この六条の問題でございま
すが、この法律が予定したしております最も大部分
の対象者は父母ということでございまして、父
母の中でこういう六条のようなことをしなければ
ならないケースはほとんど少ないと思えますが、
おっしゃる通りに、そういうふうな数人の方がお
られるというケースもございまして、こういう
規定を設けたわけでございまして。こういったこと
をこちらのほうから順位をきめて差し上げるとい
うやり方もございしますが、この場合は、やはり父
母であり、あるいは祖父母であり、母方の父母で
あり、父方の父母であるといった関係の方々で
間でございますから、事実上なるべく話し合いを
おつけになっていただくということを前提に
して規定したわけでございまして、お示しのよ
うな、こちらから順位をつけて差し上げるという
やり方もございしますが、前者のほうをとったわけ
でございまして。

○山本(政)委員 私は父母の場合には問題がない
「委員長退席、佐々木(義)委員長代理着席」

と思うのですよ。しかし、祖父父母の場合に、この六条が政府のようなお考えだとすれば、これは当然将来問題が出てきますよ。あなた方は、特別給付金を支給すればそれでいいのだ、政府はそういうあたにかい気持ちがあつたのだ、こうおっしゃるかも知れぬけれども、しかしその気持ちが、受給者の手に渡ったときに、あるいは渡るうとすると、そういうあなたの方の親心と逆な現象が生じるという点をお考えにならないですか。私はそういう点について、当然起こるべきことだというふうに考えるわけです。

なお、この法案をずっと一貫して見ますと、恩給法を基本にして、援護法とか、それからこのように種類の特別給付金の支給全部が、そういう一つの線に沿ってずっと流れていっている。ほんとうにあなたの方がこういう遺族の方々あるいは父母の方々について親身になって考えているか。非常に考え方が画一的だと思ふのですよ。その点どうお考えなんですか。

○実本政府委員 この法案でそういう場合も考えてありますのは、第三条の二項をごらんいただきますと、そういう父母、祖父父母の場合に、特別給付金を受けるべき戦没者の父母等の順位は、父母、祖父父母の順序による。この場合においては、父母及び祖父父母について、それぞれ当該死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、それから「同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし」といったような一般的順位をつけておいて、そのうち生計をともにしていた者を相当先順位に置いておきますので、先生のお話のような場合は、なるべくこちらから実際の指導をいたしまして、生計をともにしていた者のうちからこの該当者を出したらいいのではないかとこの指導もしてやれるかと思つておるわけでございます。

○山本(政)委員 そのことについては、父母についてはこれは別ですが、この三条の二項における順位というのはよくわかりますけれども、その

先の配慮が足りないということだけを申し上げて、この条文に対しては終わりたいと思ひます。

第八条に、「特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。」と書いてあります。この国債の償還は五年間ですね。五年間の場合に三年間ですから、あと残り二年間です。あなた方がそれだけの親心でやられるのだったならば、なぜ五年間ぎりぎり一ぱい待てないのか。つまり時効なんというみみっちいことを言わないで、五年間ぎりぎり一ぱいにして、そういう瞬間にそういう事実があれば救済ができるような措置をなぜお考えにならないのか。

○実本政府委員 これも先ほど申し上げましたように、この時効の考え方につきましては、時効の整理のしかたにつきましては、基本権が三年というところで、この基本権に基づきまして発生いたします支分的請求権の対象たる国債の償還金の消滅時効は、国債に関する法律の規定によりまして十年というふうに定めてあるわけでございますが、基本権を三年にいたしました考え方は、先ほども申し上げましたように、戦没者の父母といふものは公務扶助料その他の順位によりまして、もうはつきり相手がわかつておるものでありますので、その周知徹底とか、あるいはそういった権利をよく本人にのみ込ませるといふふうなことが、この三年という期間があれば十分であらうということとでこういうふうな時効期限にいたしましたわけでございます。

○山本(政)委員 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案というのは、これは私も前から見ていたけれども、戦没者の父母等に対して国として手厚い各種の保護をなされている。これはたいへんけつこうだと思ひますが、しかし同時に、私は、昨今の冒頭に、総合的に、社会保障の見地から抜本的な対策というものを考えてもいい時期にきたのではないかと、こう申し上げたいと思ひます。

ただ一番危惧しますことは、最後に残つておるのは戦傷病者の父母でございます。この点については大臣にお伺ひしたいのですけれども、実施をいたしております。しかし、今後実施をしないということについてお約束が願えますでしょうか。

○坊国務大臣 いまの段階におきましては、戦傷病者の父母に対しての措置ということについては考えておりません。

○山本(政)委員 なぜ私がそういう質問を申し上げるかと申しますと、はつきり記憶いたしておりますが、昨年の末の国会でございましたか、旧勲章年金受給者に関する特別措置法ができましたね。たしか受給者は八千八百三十一人だと思ひます。その後また日華事変あるいは太平洋戦争に關してそういう動きが出ておるといふことを聞いております。そういうものがだんだんと際限なく広がっていくというところは、私は先ほどから繰り返して申し上げておるうちに、むしろそういう面については社会保障の見地から考えていくべきだと思ふのです。ただそういう要求があればだんだんこれが拡大されていくというところを私はおそれます。そういう点で、前の話はわかりましたけれども、この勲章年金受給者に対する今後のお考えについて、ぜひ大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○坊国務大臣 この問題は、援護とか何とかをやっております厚生省が、直接にはお答えをする問題ではないと思ひます。これについては、総理府なりそういうところで考えていく問題でございますので、私がここでこれに対してはつきりしたお答えを申し上げることは、ひとつごかんべんを願ひたいと思ひます。

○山本(政)委員 これも私の記憶ですと、たしか中山委員が厚生大臣のときだったと思ひますが、阿波丸の見舞い金に関する法律ができました。そのときに七万円だったと思ひます。そしてそれが二人になれば漸減をしていく、三人になればまた漸減をしていくという形になっております。この人たちは、当時の状況からいへば、南方における俘虜に対して医薬品とか衣料品とかを送るということとで非常に貢献したと思ふのです。しかも、そこには緑の十字が入つておるといふ中で、当然こういうものは国際問題として処理されたいけれども、こういう人は状況から考えればたいへん気の毒だと私は思ふのです。そういう人に対しては一時金でお願いしたい。そういう人に対しては、片や援護法に対してはだんだん金額においてもふえてきておる、こういう事実がありますね。この阿波丸事件などというものは全く不慮なんです。しかも雷撃など受けれないはずの人たちが受けておるわけなんです。しかもその人たちに對しては、見舞い金というだけで済まされておる。この辺については、私、普通の人よりか、むしろ考え方によればなお氣の毒のような気がするので、このことについては、あなた方は配慮をしてやるといふお氣持ちはありませんか。

○実本政府委員 いまお話の阿波丸事件の犠牲者に対しては見舞い金の問題でございますが、これは、二十五年に外務省から阿波丸事件の見舞い金に関する法律案を提案しまして、成立いたしました。外務省の所管でございますが、私の知つている範囲で申し上げますと、このときはちょうど二十五年でございます。いまお話しのように、一人七万円というふうな一時金を出すにあたりまして、すべての請求権を放棄する——これはアメリカの潜水艦が不法攻撃したといふことは、アメリカ政府自身が認めたケースだと承知いたしております。その不法攻撃に對します賠償請求権といふものはすべて放棄する。放棄するかわりに、政府としてそういう人たちに對する見舞い金の措置をとるといふ趣旨で、立法措置が行なわれたかに聞いております。金額の問題にいたしますと、当時、御承知のように恩給法も全部ストップされておりました。戦争犠牲者の人々も非常に苦しい状態であつたわけですが、その当時におきまして、一時金で、しかも現金で七万円というものの

が、一応見舞い金としてそういった犠牲者に出されたわけでございます。いまの貨幣価値で評価するとどのくらいになるか、ちよつとむずかしゅうございますが、当時として相当な見舞い金を差し上げたという措置であつたというふうなわれわれ考へておるわけでございます。ちなみに、乗っておられた方々の中には、軍属の身分を持った方あるいは船員の方々というふうな方がおられまして、なくなられた方々の大部分が、そういった恩給なり援護法の対象になる方であつたわけでございます。これは公務死として扱われまして、それぞれ公務扶助料なり遺族年金なりがいつておるわけでございます。そういう意味からいたしましても、これに對します措置というものは、まあまあじゃないかというふうなわれわれは考へておるわけでございます。

○山本(政)委員 軍人軍属はいいですよ。しかし軍人軍属以外の方はどうなりますか。軍人軍属は、あなたのおっしゃる通りに、恩給などの救済措置があります。しかし、軍人軍属でない人も、かなり乗つておつたというふうな聞いております。そういう人々には救済の道がないじゃありませんか。あなたの方は、片一方は救済措置があるからいいだろうとおっしゃっているけれども、救済措置のない人に対してどう救済するかというところが、私は国としてのとるべき立場だと思つておる。そのことに對しては、問題を避けておられるような気がいたしますが、その点はどうなんでしょう。

○実本政府委員 それは先ほど申し上げましたように、二十五年当時において、一時金で七万円という見舞い金が出ております。その際には、その法案が通りますときに、やはり国会の御審議で、すべての請求権は放棄するかわりに、これはそのかわりだということ、その時点においては、身分のある人もない人もございしますが、もちろんそれも含めまして、その措置で適當であるというふうな結論が出ておるわけでございます。

○山本(政)委員 あなたはそうおっしゃるけれど

も、個人についての七万円に對して、日本郵船株式会社が見舞い金千七百八十四万三千円を受け取つております。そういうおっしゃる方をするならば、これを現在の金で換算すると、一千七百八十四万三千円というのはいさした金額だと思つておる。会社に對してはそういうふうになさつております。

それではお伺いしますが、ほかの船はやはり沈められたときにこういう補償をされておるわけですか。その点、たいへん無理な御質問かも知れませんが、おそれる場合は補償されておると思つたのです。阿波丸に對しては日本郵船株式会社が補償されておる。そして今度は個人に關しては七万円であつて、今日まで遺族の方々が苦労されておる人が現実におる。しかもその数というのは、そんなにたくさん数じゃございません。

いまま一律に父母とか祖父父母という方々に特別に給付をされるというお考えに對して、私は反對をするものではございません。しかし同時に、その方々の中にも、境遇いかにによつては、そうお困りでない方もおるかも知れません。こういう言い方はたいへん申しわけないかもしれませんが、しかし同時に、阿波丸の人たちは、中には子弟をかえて生活にお困りの方も現実におります。それを、七万円を差し上げたからそれでいいではないか、こうおっしゃつておる。と同時に、この問題は外務省の所管であつて、こういうふうになつたと御説明がありましたけれども、国際問題、国際間の問題で解決したので、国内の問題としては、当然政府としてはそのことに對して配慮すべきでしょう。あなたの答えは、国内にそういう犠牲者がおるだろうということに目を向けないで、逆に国際問題で解決したからいいではないか、こういうふうな私は受け取つたのです。その点について再度御質問をいたします。

○実本政府委員 これは外務省のほうからの正式なお答えでないで、私の私見ではなはだ恐縮なものでございますが、いまお話しは、援護の措置としてそういう人々を何とかもう少し見直す必要が

あるのじゃないかという御意見だと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この阿波丸事件の犠牲者にとつてみますと、いま的確な資料を持つておりませんが、約二千名のうち軍人軍属その他一般の文官、外務省の高等官など乗つておられたわけですが、そういう方々は、全部それぞ

れの共済法規の中で遺族年金なり公務扶助料なりというものがあつておるわけでありまして、家族であられた奥さんと子供といつた方々がたしか八十六名だつたと記憶いたしておりますが、その方々には、その当時の一時金で七万円という見舞い金、それが、その人々に對する国の社会保障的な措置のしかたであるということであつて、わけでございます。それで完結してゐるのではないであらうか、こう考えられるわけでございます。ただ、なお、そういった八十六名の何れも身分を持つておられない方々で、そのときに見舞い金の七万円をもらつた方々と、実体上同じような方々でまだ七

万円の見舞い金すらもらつておられないような犠牲者が、ほかにあるわけでございます。たとえば、ソ連が参戦いたしました昭和二十年八月九日以降、満州から引き揚げてくる途上に非命に倒れた一般の邦人の方々といつたような場合、その場合と全く同じケースでございますが、そういった方々も援護の必要があるかないかという問題が出てまいります。これまた問題として考へなければならぬわけでございます。いまの阿波丸事件の場合は、先生の御意見だと、いまのあれから見てもまだ少ないのではないかとおっしゃいます。二十五年当時で一時金として七万円の見舞い金が出ておられる方でございます。われわれといたしましては、この際、そういった方々に對する国の援護措置といたしましては、それで一応の措置がしてあるというふうな考へておるわけでございます。

○山本(政)委員 それでは、私は初めから申し上げておるのですけれども、ソビエトから帰るときに非命に倒れたという方々に対する救済措置は

まだなされておらない、こういう問題があります。そういう問題に手をつけなくて、何か立法化されたら、その立法に従つて——だんだんと法律というものが現実にはつけ足されていっているわけですよ。しかし、それは私から言わせれば、これは言い過ぎかも知れませんが、だんだんつけ加えられていっている。私はそのこと自体も問題があると思ひますけれども、その反面に、そういう人々に對する救済措置——あなたがたがやつたような救済措置がないということに對して、たいへん不満なんです。だから、初めに申し上げましたように、もう一度、これは総合的な対策というものをいまこそ確立しなければならぬのじゃないか。社会保障の観点から考へていかなければいけないのではないかと、こう思うのです。

そこでお伺ひしたいのは、これはなんだつて私にいただきました厚生省の原爆被害者の実態調査でございます。この調査から見ても問題になるのがあるのです。たとえばこの官報の十六ページの就職状況から見ても、被爆者は、一般の人たちの集団と比較すると、男の人はやや低いと言つておる。女の人はやや高いと言つておる。こう書いてあります。高ければいいのじゃないかと、これは高いところの問題があり、そうなのがあるのです。男の人の低いところについては私はわかるのです。つまり原爆の被害を受けたので、身体的に欠陥があるとか、あるいは作業がなかなか常人と一緒にできないという問題があると思つておる。逆に婦人が高いところについては、これは逆の面から言へば、あとのほうのデータと考へ合わせますと、結婚できないとかそういう問題をかかえておると思つておる。自然に自分で働かなければならぬという境遇になつてきているから高いのだというふうには私は解釈いたしております。この就職状況についても、同時に配偶関係について見てみても、その率の低く、全国的に一般集団に比較して有配偶率は低く、と書いてある。ここにも社会的な問題があると思つておる。それから結婚についての

差別、これもこの資料によると婦人は低いのですね。これはきょうのお話では、中間報告である、こういうふうにお話ししました。ここに出ておるのは基本調査である、あと健康調査、それから生活調査をしておるのだ、こう言っておられます。これは四十年の十一月に実施されたものでございすけれども、それからもう一年以上たつておりますが、いつそれでは生活調査あるいは健康調査というのができ上がるかどうか、この点をひとつ伺いたいと思います。

○実本政府委員 いま公衆衛生局の担当の方がいないのでわかりませんが、われわれの聞いているところでは、この秋にこういつた中間報告をも踏まえて最終的な精細な調査報告がで上がる、こういうふう聞いておるわけでありす。

○山本(政)委員 それでは大臣にお伺いしたいのですが、前国会でもこれは附帯決議がございましたね。これは衆参両院でございました。そしてこれはページ数からいえばただ二ページしかありません。これだけでもそれだけのデータが出てくるわけですが、この調査が完成されたら、すみやかに原爆の被害者に対する援護法というものをおつくりになるお考えがございすかどうか。これは大臣にお答えをお願いしたいと思います。

○坊国務大臣 いま御提示のように、基本調査で配偶の關係あるいは雇用、就職の關係等についてもこういうような事実があるじゃないか、そういうお話でございすますが、そこで、ただいまその御提示があったのは中間報告でございまして、さらに、この基本調査の中間でなしに、最終調査、健康調査、生活調査といったようなものが、ことしの秋にまとまりましたならば、いまのお示しになつたようなことよりは、もっといろいろな何とかなせなければならぬというふうな事象があるいは判明するかも知れません。あるいはこれはどういふことになるかも知れませんが、こういうことになつておるけれども生活は非常に苦しいというのと、もう一つは、そうでないというところ、うな調査も、報告も、必ずそういうことはあるう

とは期待も何にもしておりませんけれども、客観的にそういうことがあるかも知れない。だから、私もそういったしましては、できるだけ手を尽くした精細なる調査の結果が判明いたしましたならば、その調査の結果に基づきまして、ぜひとも何らかの措置をとるといふことが必要であるといふことならば、これはそういう方向に前向きに考えたいと思ひますけれども、いろいろ先ほどからもお示しになりましたように、戦争が終わつたが、しかしその戦争のつめあとが私はまだ残つておると思ひます。そういう残つておるものもありますので、そういうふうなものでなしに、それが先、それがあとというふうな中で、それがいつたものができるだけすみやかにやらねばならぬという措置があるならば、そういう措置をとつてまいりたい、こういうふうにして検討をいたしたい、こういうふうにして考えております。

○山本(政)委員 だから、先ほどから私申し上げておるように、戦傷病者の援護については、かなり政府当局としては手を尽くしておられるような気がするわけですが、率直に申し上げて、実態というものが把握できないで、これは戸籍上の云々だということ、再度私が話したときに、形式的であるかも知れぬが戸籍面から云々と、こういう話でございまして、つまり援護關係では、そういうものができたら、それに付随して次々とそういうものができたら、しかし、片方では忘れたれたものがあつて、しかも、この単なる簡単な実態調査の報告を見ただけでも、気の毒だといふ人が現実におられるわけですよ。しかし、そのことには大臣は目をおおつて、実態調査ができた、できたらということ、次に生活調査、あるいは健康調査と、こういうことをおっしゃつて、そして、あつて、気の毒な方がおられるかも知れぬけれども、同時にあるいは生活にお困りでない方もおられるかも知れぬから、こうおっしゃつておるわけですよ。私、その点が非常に理解ができないのです。いつ原爆の症状というものが出るかも知れ

らぬわけですよ。きょう元氣であつても、一週間ぐらいいつとにその傷あとが出るかも知れぬわけですよ。しかも現実には、そのきわめて簡単な報告の中から、たいへん気の毒だといふ実態が出てきておるじゃないか。私は、生活に困つていていの方を救え、こう申し上げておるのじゃないのですよ。しかし、被害を受けて、そして現実に困つておる人がわかつておるのだつたら、逐次救済の措置をやつていく、しかも、法律的にそれを補完をしていけばいいではないか、こう申し上げておるのです。現実には、この戦傷病者の援護は、だんだんそうやって補完をされておるわけですよ。しかし、原爆の被害者に限つては、何回となく言われ、そして決議までできておるにかかわらず、それがなされてないのです。そしていま大臣がおっしゃつたような理由をおつけになつて延期をされておる。私はその点がたいへん納得がいかないわけですよ。再度大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○坊国務大臣 戦争による犠牲者という中には、その犠牲を受けたことが、何か国家の権限と申しますか、強制と申しますか、そういうことに基づきまして、国家の公務員的なものであるか、あるいは準公務員的なものであるかといったような方と、それから、そうでないが非常に重大なる犠牲を受けた方と、そういうのが、これは両方があるのじゃないか。そこで、直接ストレートに国家の強制による一種の身分があつて、そしてその戦傷なり犠牲を受けた方と、そうでない——おおよそ日本国民が全部犠牲を受けておりますが、その犠牲を受けた中で、いまの原爆などというものは、たいへん犠牲の激甚なるものでございすけれども、いまお話ししたとおり、一つの地位なり身分があつたから、どうしたつてこれはのがれようとしてものがれられないということ、客観的に見て、広島、長崎の方々は、これはのがれようとしてのがれられない一つの地理と申しますか、何と申しますか、これは広島市の市民であり長崎市民であり、のがれられないこと、ございましてたけれ

ども、これは強制的に、強制的に一つの国家の直接の地位に伴つたということではない。そういうことで今日の立法というものは分けてきたのであらうと私は考えます。

○山本(政)委員 お話はよくわかりました。だから、一つの条件を持つておる方々は、これはだんだんと救済措置がなされておる、しかも、経済的な条件に伴つて改善もされておる、こういう面がこちらに一つあります。と同時に、底辺層の人たちの生活保護という問題もございす。ボーダーライン層の問題にも、これらに對しても一つの救済措置が与えられる。これはしかしたいへん不十分ですね。大臣、不十分ですね。しかし、この中間の人たちは、何も条件が満たされておらないから、気の毒だけれどもどうしようもないということでは困ると思ひます。現実にはあなた方も知つておられるようにお困りなんですね。あの人たちは自分で運動しておりますよ。自分たちでどう救済をするかという、そういう運動をしております。

そういうことに私は目をおおるべきではないと思ひます。これはぜひ、そのあとの調査ができてからとか何とかということではなくて、基本調査ができれば基本調査に基づいて、そして一つ一つの立法措置を講じていただく。それに付加すべきものがあつたら、そういう面で付加をしていく。こういう考え方にぜひ立つていただきたいと思ひます。と同時に、いま申し上げたように、この条件を持つておる方と、それから生活保護の方と、あなたのおっしゃる中間の方と、これらの方々のやはり総合的な保障、こういうものをひとつひすみやかに考えていただきたいということを一応はつきりしておきます。

次の質問者もおられますので、一応私の質問はこれで終わります。

○佐々木(義)委員長代理 島本虎三君。

○島本委員 答弁側の方がそろつておりません。そろつておりませんけれども、大臣のみに關する点はございせん。いや、あり過ぎて、大臣のみでこれは完全な答弁ができるというふうな問題

はまずないのであります。したがって、この点では補佐陣営は十分だとは思いますが、それらからやりたい、こう思います。しかし先ほどの山本委員からの引き続きの問題がありますから、その分等につきましては全部そろっておりませんので、それから入りたいと思います。順序は若干不同になりますけれども、この点は委員長において十分配慮をしてもらいたい、こういうふうに思います。

では、大臣にひとつ聞きたいと思えます。大臣にまず聞きたいと思えますのは、私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、こういうのが出ておまして、この全般についてまず聞いてみたいと思っていたのですが、全般について聞くためには、大臣の意向と同時に、各局部長あたりに対しても、一つずつ事務的に聞いてみたかったのであります。そういうような点に順次入っていきますから、この点はひとつよろしく願いたいと思えます。その中で、原爆被害者の援護の問題について、先ほどから山本委員から質問を展開されておたわけです。私もこの問題につきましても落ちない点が若干ございますので、大臣に聞いてみたいと思えます。

それは、毎回これは問題になるのですけれども、前大臣が国会で答弁したこと並びに附帯決議がつけれられ、それに対してその趣旨を尊重して対処するということを必ず申し述べるわけでありま

す。しかし、大臣がかかる場合には、こういうような附帯決議や、そういうような本会議に上程された決議文等につきましては、大臣はこれに対してどのような実施の意思を持っておられるのか、この点等についてまず承ってから、私の聞きたいことを順次聞いてまいりたいと思えます。決議に対して、また附帯決議に対して、それに対処する大臣の決意を聞いておきたいと思えます。

○坊国務大臣 私、厚生大臣として就任いたしましたのは去年の十二月でございますが、佐藤さんがやはり総理大臣でありました。佐藤内閣の政策というものはそれで改定されたということでは

い。そこで、その前大臣のあとを襲いまして、厚生大臣に就任をいたしました。そうすると、個人としての私は前大臣とかわりましたけれども、政策におきましては、佐藤内閣の政策として当然踏襲をしていくべきものである。私が就任中に新たに何らかの構想に基づいてやるのならば、これは別でございますけれども、前大臣の時代に国会において附帯決議を受けたのだ、それだから私には関係がない、というようなことは毛頭考えておりません。国会の附帯決議は、これはその趣旨を体していくべきものであるというふうに考えておまして、たとえ大臣がかわろうとも、前大臣がお約束をされた、あるいはその時代に国会で御注文、御要請をいただいたというものは、これはその御趣旨を体して尊重してまいらねばならぬものである、かように考えております。

○島本委員 昭和三十三年三月二十七日、これは参議院の本会議、それから四月の三日衆議院の本会議、この両方の本会議場で原爆被害者援護強化に関する決議というふうなものがはつきりなされておるわけでございます。そしてそれも満場一致で採択されているのであります。そしてその中には、いま大臣がいろいろ申されましたことでは少し手ぬるい。決議のほうはもとより、その点は厚生省や関係大臣に対して、これははつきり申し上げております。こういうふうに思われる衆議院の決議文があるわけでございます。それは大臣の手にありでございますか。

○坊国務大臣 その決議があつたという事実は、私も承っております。今日もここに資料として持ってまいっております。

○島本委員 その中の最後に、原爆被害者に対する施策としては、なお十分とは認めたい、したがって政府はすみやかにその援護措置を強化して、生活の安定につとむべきであるということをはつきり言っているのです。

そして、そのほかに大臣にも一つ伺いたしたいのは、これは昭和四十一年六月二十一日に衆議院の社会労働委員会において、戦傷病者戦没者遺

族等援護法の改正に伴う附帯決議、これが成立しているのです。その中にも明確に、これは言っておるのです。この内容は大臣御存じでございますか。

○坊国務大臣 承知いたしております。

○島本委員 そのあとで、厚生省は当然被害者実態調査の開始をしたというふうに私は存じておりますけれども、いままでの調査の結果を、私にも一回大臣から明確に御答弁願いたいと思えます。

○坊国務大臣 経過の詳細につきましては、事務局から説明いたさせます。

○実本政府委員 順序が逆になりますが、まず、いまお話しになりました五十一通常国会におきまして援護法の改正の場合の、当委員会におきまして附帯決議につきましては、先生の御存じのように、「原爆被害者地帯において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十二年度を目途として具体的な援護措置を講ずること。なお、被爆地以外の地域についても必要な措置につき検討すること」ということとございまして、被爆地におきまして旧防空法によります防空従事者の人たちに限定いたしまして、この決議をいただいたわけでございます。これは昭和四十二年度の予算で、すでに、原爆被害地におきまして犠牲者のうち、防空従事者の関係の長崎大学の学生に対しまして、これが原爆被害による死亡といたしました。そして、この者に対しましては、文部省から行政措置として、その遺族に特別支出金を支給するという経費が予算で成立いたしましたわけでございます。

なお、原爆被害の問題に關しまして、先ほどお示しの三十九年の附帯決議の問題につきまして、昭和四十一年十一月に実施しました原爆被害者実態調査について、本年の二月に、御存じのように基本調査の概要を発表いたしましたわけでございます。この結果、被害者の数、分布状況、性、年齢構造、被爆状況、健康診断の受診状況、就業状況、配偶関係、及び就職、結婚についての差別意識などの概要を、先ほど山本先生も明らかにされたような概要の発表を行なつたわけでございますが、なおこれに加えて、被害者の健康面、それから生活面等の細部につきまして、現在なお調査の結果を整理いたしております。これを今秋の初めごろまでに完全な実態調査の発表をいたしたい、かように考えております。

〔佐々木義委員長代理退席、斎藤（邦）委員長代理着席〕

○島本委員 公衆衛生局長いま出席です。あらためてもう一回質問しますが、衆参両院のいわゆる原爆被害者援護強化に関する決議案が、昭和三十三年三月二十七日に参議院、四月三日衆議院本会議で、それぞれ可決されたあとで、厚生省では、それぞれ基本調査、健康調査、生活調査、こういうような点を重点に九項目に分けて、それぞれ調査を実施しておるといふことの中間報告があつたわけですね。間もなくこの結論が出るという話であります。いままで被害者数、被害者の地域分布など九項目に分けてやつたこういうような調査の結果が、現にまだ一つもできていないのか、できたのかあるのか、この状態はどうなっているのかということなんです。

○中原政府委員 現在、この実態調査の集計につきましては、先ほど援護局長から答弁があつたと思ひますけれども、実態調査は中で三つに分かれております。一つは基本調査、それからもう一つは生活調査、それから健康調査、こう三つに分かれております。現在まで集計がある程度できて中間発表されたものが、いわゆる基本調査でございます。

その基本調査につきましても、いわゆる中間発表の概要は、調査した被害者の数、性、年齢構造、被爆状況、健康診断の受診状況、就業状況、就職就業についてのいわゆる差別、こういうものを受けたことがあるかないかという本人の感じの問題、それから配偶の状況、それから婚姻について差別があつたかどうかということについての

いわゆる基本調査の集計でございます。基本調査につきましては、なお若干この集計のしかたによりまして、たとえば世帯主の問題とか世帯員の構成の問題とか、いろいろ問題が出ております。それから、次のいわゆる健康調査につきましては、これは被爆時の状況、あるいは被爆後の身体状況、それから現在のいろいろの身体状況、これは医学的に調べた上でその調査項目に従って集計しつゝあるわけでございます。

それから、生活調査そのものにつきましては、これが一番調査項目も多く、それからこれの解析が、いろいろのものを組み合わせた解析をやるというようにすることが多いために、健康調査との生活調査の面を現在におも集計をやっている最中でございます。

○島本委員 そのうちの就業調査の点はどういうふうになっていきますか。
○中原政府委員 就業調査につきましては、これは手帳を受けている被爆者につきまして、年齢補正をした就業率によりまして、全国一般の集団と比較してその就業状況を出しております。それによりまして、全国の一般の集団といふものに比べて、長崎、広島、これを合わせたものは、男においてはやや低く、女においては就業している者がやや高い、こういうような結果が出ております。

○島本委員 その生活の状況はどうですか。
○中原政府委員 このいわゆる生活の状況というのを組み合わせるのが、生活調査のほうに入っておるわけなのでございます。

○島本委員 したがって、その状況はどうですか。
○中原政府委員 これは私どものほうにまだ統計が出ておりませんので、わかつておりません。

○島本委員 配偶関係の調査はどうなっていますか。
○中原政府委員 配偶関係につきましては、男については、いわゆる有配偶率、未婚率、離別等の率、こういうものは、あまり全国の一般集団と差

は認められませんでしたけれども、女につきましては、全国の一般集団に比較しますと、有配偶率というものがやや低く、それから未婚率、離別率というものがやや高いというような結果が出ております。

○島本委員 それで、もう一つ聞きたいのですが、結婚についてのいろいろな調査はどういうふうなことになるのでしょうか。
○中原政府委員 結婚についての調査は、この差別につきましていろいろ差別を受けたかどうかというふうなことにございまして、本人の意識といひますか、そういう考え方といひますか、そういうものについて調査をしたわけでございまして、結婚につきまして差別を受けたことがあるという者が全体の二・六%でございます。これは特別手帳、こういうものを持っている者は三・三%。それから一般手帳を持っている者はこれより低く一・七%。それから手帳の交付を受けなくて新たにいろいろ申請した者がございしますが、これはまた別グループで計算をいたしておりますが、これで見ますと、この者が一・五%。これもやはり低くなっております。現在の配偶関係で見ますと、有配偶あるいは死別のケースでは、差別を受けたことがありという者が二・四%あるいは一・一%でございますが、未婚及び離別のケース、これは若干高くなっております。四・一%、それから五・七%というふうになっております。それから年齢別に見ますと、若年層、特に未婚、離婚のケースが三十三歳から三十九歳の年齢層でやや高くなっております。

○島本委員 三十五歳から三十九歳までのデータがありましたら、それを発表したいと思っております。
○中原政府委員 男子につきまして、被爆者の配偶関係、これをちよと見ますと、やはり三十五歳から三十九歳では、被爆の方は未婚が四・〇%。それから全国の集団では未婚が三・八%。有配偶者の場合において、被爆者が九四・五%、一般が九四・九%。それから死別につきましては、

被爆者〇・三%、一般集団〇・三%。離別が被爆者一・二%、一般集団一・一%であります。これが女になりますと、未婚が被爆者が七・五%、全国の集団が六・五%。有配偶は被爆者が八五・六%、全国一般集団が八七・五%。死別が被爆者が二・六%、一般が二・六%。それから離別が被爆者が四・四%、一般集団が三・五%。こういうふうになっております。それから差別を受けたと答えた者につきまして、これは三十五歳から三十九歳が四・七%でございます。そのうち未婚者が一・四%、有配偶者が四・一%、死別者が五・三%、離別者が九・一%、このようになっております。

○島本委員 私のほうの調査によりますと、三十五歳から三十九歳までの未婚の男子、被爆者で一・二%となつております。それから同じく女子の被爆者で一・一%差別を受けているということになっているのです。私のほうの調査が間違っているのか、いまのあなたのほうの調査が正しいのか、これはまことにあまり違い過ぎるからこれじゃぐあいが悪いのですが、これはどれが正しいのか。
○中原政府委員 ただいまいわゆる結婚の差別について、受けたことがあると答えたものにつきまして、ただいま私が申し上げましたのは、それを含めた総数について申し上げました。したがっていま生のおっしゃった数字と同じでございます。有配偶の場合四・六%、死別の場合一七・二%、離別の場合一三・〇%。女の場合になりますと、未婚の場合一一・一%、有配偶三・五%、死別四・〇%、離別七・九%、こういうふうになっております。

○島本委員 そのとおりだと思います。低い率だけを抜き書きして読んだりしないように答弁してもらいたい。そういうふうになってみますと、そのように差別を受けているパーセンテージが高いのです。それをわれわれのほうは知らないと思つて、そういうふうなことをしないようにしてくだ

さい。それと同時に、大臣にお聞きしたいのですけれども、昭和四十一年の十一月十一日、前鈴木厚生大臣は、援護法制定のために、すみやかに原爆被爆者援護審議会を設置してほしい、こういうように被団協が言っておりますけれども、その要請に答えて、援護審議会設置の構想には賛成であり、四十二年度予算で運営できるように、官房長官、総理府総務長官らと話を進める。そうして橋本官房長官のほうからは、判明した事項から必要なものにつき予算措置を講ずる、このようにはつきり言つてあるのではありませんか。いま答弁をちよとだすと、中間報告といひながら、もうすでにだいた調査が結実している点が多々ある。これでは、大臣がさつき言つたように、前任者の言を受け継いで、誠意を持ってこれを実施するとするならば、もう調査が出てくるのですから、その問題について四十二年度から予算化するという、この言を当然生かすべきだと思うのです。これはどうですか、大臣。

○坊間務大臣 前大臣がいろいろ約束されたことにつきましては、私といたしましては努力をすることは当然でございますけれども、いまのおっしゃられた協議会ですか、審議会ですか、それにつきましては、附帯決議、そういったようなものにつきましては、はつきりと私はお聞きもいたしまして、すでに承知もいたしておりますが、いまのお示しになったことにつきましては、これは非常に私の手落ちかもしれないけれども、まだそこまではつきりとはお聞きをいたしてないわけでございます。

○島本委員 私がいままでいろいろと質疑を繰り返しております中で、いろいろな大臣もおりましたけれども、坊間生大臣は誠実な人である、私はそういうふうな思つております。ほんとうに私は誠実さだけは十分買つていたんです。ですから、今後その誠実さだけ持つてやったら、人間の持ち味として、その人間性において、他のいづれの大臣よりもまさるものである、私はこういう

被爆者〇・三%、一般集団〇・三%。離別が被爆者一・二%、一般集団一・一%であります。これが女になりますと、未婚が被爆者が七・五%、全国の集団が六・五%。有配偶は被爆者が八五・六%、全国一般集団が八七・五%。死別が被爆者が二・六%、一般が二・六%。それから離別が被爆者が四・四%、一般集団が三・五%。こういうふうになっております。それから差別を受けたと答えた者につきまして、これは三十五歳から三十九歳が四・七%でございます。そのうち未婚者が一・四%、有配偶者が四・一%、死別者が五・三%、離別者が九・一%、このようになっております。

○島本委員 私のほうの調査によりますと、三十五歳から三十九歳までの未婚の男子、被爆者で一・二%となつております。それから同じく女子の被爆者で一・一%差別を受けているということになっているのです。私のほうの調査が間違っているのか、いまのあなたのほうの調査が正しいのか、これはまことにあまり違い過ぎるからこれじゃぐあいが悪いのですが、これはどれが正しいのか。
○中原政府委員 ただいまいわゆる結婚の差別について、受けたことがあると答えたものにつきまして、ただいま私が申し上げましたのは、それを含めた総数について申し上げました。したがっていま生のおっしゃった数字と同じでございます。有配偶の場合四・六%、死別の場合一七・二%、離別の場合一三・〇%。女の場合になりますと、未婚の場合一一・一%、有配偶三・五%、死別四・〇%、離別七・九%、こういうふうになっております。

○島本委員 そのとおりだと思います。低い率だけを抜き書きして読んだりしないように答弁してもらいたい。そういうふうになってみますと、そのように差別を受けているパーセンテージが高いのです。それをわれわれのほうは知らないと思つて、そういうふうなことをしないようにしてくだ

さい。それと同時に、大臣にお聞きしたいのですけれども、昭和四十一年の十一月十一日、前鈴木厚生大臣は、援護法制定のために、すみやかに原爆被爆者援護審議会を設置してほしい、こういうように被団協が言っておりますけれども、その要請に答えて、援護審議会設置の構想には賛成であり、四十二年度予算で運営できるように、官房長官、総理府総務長官らと話を進める。そうして橋本官房長官のほうからは、判明した事項から必要なものにつき予算措置を講ずる、このようにはつきり言つてあるのではありませんか。いま答弁をちよとだすと、中間報告といひながら、もうすでにだいた調査が結実している点が多々ある。これでは、大臣がさつき言つたように、前任者の言を受け継いで、誠意を持ってこれを実施するとするならば、もう調査が出てくるのですから、その問題について四十二年度から予算化するという、この言を当然生かすべきだと思うのです。これはどうですか、大臣。

○坊間務大臣 前大臣がいろいろ約束されたことにつきましては、私といたしましては努力をすることは当然でございますけれども、いまのおっしゃられた協議会ですか、審議会ですか、それにつきましては、附帯決議、そういったようなものにつきましては、はつきりと私はお聞きもいたしまして、すでに承知もいたしておりますが、いまのお示しになったことにつきましては、これは非常に私の手落ちかもしれないけれども、まだそこまではつきりとはお聞きをいたしてないわけでございます。

○島本委員 私がいままでいろいろと質疑を繰り返しております中で、いろいろな大臣もおりましたけれども、坊間生大臣は誠実な人である、私はそういうふうな思つております。ほんとうに私は誠実さだけは十分買つていたんです。ですから、今後その誠実さだけ持つてやったら、人間の持ち味として、その人間性において、他のいづれの大臣よりもまさるものである、私はこういう

さい。それと同時に、大臣にお聞きしたいのですけれども、昭和四十一年の十一月十一日、前鈴木厚生大臣は、援護法制定のために、すみやかに原爆被爆者援護審議会を設置してほしい、こういうように被団協が言っておりますけれども、その要請に答えて、援護審議会設置の構想には賛成であり、四十二年度予算で運営できるように、官房長官、総理府総務長官らと話を進める。そうして橋本官房長官のほうからは、判明した事項から必要なものにつき予算措置を講ずる、このようにはつきり言つてあるのではありませんか。いま答弁をちよとだすと、中間報告といひながら、もうすでにだいた調査が結実している点が多々ある。これでは、大臣がさつき言つたように、前任者の言を受け継いで、誠意を持ってこれを実施するとするならば、もう調査が出てくるのですから、その問題について四十二年度から予算化するという、この言を当然生かすべきだと思うのです。これはどうですか、大臣。

○坊間務大臣 前大臣がいろいろ約束されたことにつきましては、私といたしましては努力をすることは当然でございますけれども、いまのおっしゃられた協議会ですか、審議会ですか、それにつきましては、附帯決議、そういったようなものにつきましては、はつきりと私はお聞きもいたしまして、すでに承知もいたしておりますが、いまのお示しになったことにつきましては、これは非常に私の手落ちかもしれないけれども、まだそこまではつきりとはお聞きをいたしてないわけでございます。

○島本委員 私がいままでいろいろと質疑を繰り返しております中で、いろいろな大臣もおりましたけれども、坊間生大臣は誠実な人である、私はそういうふうな思つております。ほんとうに私は誠実さだけは十分買つていたんです。ですから、今後その誠実さだけ持つてやったら、人間の持ち味として、その人間性において、他のいづれの大臣よりもまさるものである、私はこういう

ふう信じてやまないわけなんです。そういうような点からして、実態の調査の結果の判明した事項から予算措置を講ずるのだ。これは、四月二十七日、日本原水爆被害者団体協議会が佐藤総理及び当時の橋本官房長官に面会し、陳情した。この人たちが会ったときの答弁なのであります。それだけではないのであって、これがただことばのやり取りであつたら、私もそれだけに大臣の意向だけを伺うことに重点を置くのですが、これはそうじゃないのです。それ以上に、援護審議会設置の構想に賛成であり、四十二年度予算で運営できるように、官房長官、総理府の総務長官らと話を進める、こういうふうに出ておる。そのあとの総選挙で、これは世論調査じやありませんが、われわれもよくやられたんですが、文書回答を求められておるんです。その中で、一、昭和三十三年四月三日の衆議院本会議における決議、原爆被害者援護強化に関する決議は、わが党は立法院の決議を尊重し、できるだけ線の沿って努力したい。二、審議会設置の構想についての鈴木前首相の回答を尊重し、努力したい。三、援護措置についての前進に努力することはもちろんである。この三つだけは文書による回答を自民党さんとしてあるのです。ですから、これは前厚生大臣の答弁、それから橋本官房長官の答弁並びに文書による自民党からの回答にも、はっきりこれが載つておるわけでありまして、したがって、その中で、もうすでに先ほどからいろいろ私が聞きまして、たように、中間においても調査がまとまつておる点もいま発表されておるようにあるのです。その点もいま発表されておるようにあるのです。これは始めるといふのですから、もうすでにでき上がったものは逐次予算化し、この援護に当たらないければならぬものである、それがすなわちこの決議尊重の趣旨である、私はそういうふうに思うのですが、私の考えは違ひでしょうか。

○坊国務大臣 国会のたびたびの決議、それからいま御提示になりました党の御回答、そういったものは、私も覚悟でございますから、当然尊重し

なければならぬと思ひます。そういうものであると私は思ひます。だから、そういうことを尊重いたしまして、できるだけ正確なる事実をつかまえて、その事実の上に対策を立てていきたい。決してそういうふうなものを軽視するといふことではございません。尊重するがゆえに事実をはっきりつかまえる。いま幾つも判明したことあるじゃないか、こういうお話でございますが、それは先ほど事務当局が申し上げておりますとおり、それがそのことに關する最終の結論というわけではないようでございます。中間の報告というところでございまして、そういったような事項につきましても、できるだけすみやかに最終の答申を得たい。いま判明しておることが、あるいは最終の答申においても変化がないかもしれせん。しかし、これになお変化があるかもしれぬという数字その他データに変更があるかもしれないといふことも考えられますので、できるだけ精細にして正確なる事実を把握いたしまして、そしてその上に何らかのやべき措置があるならばやつていきたい、かように思ひます。

○島本委員 誠実なる大臣のその答弁をそのまま私は期待し、信用しておく。したがって、私のいま言うことは、一刻も急がなければならぬのだということを言つておるわけなんです。私の議院の社会労働委員会の調査室からの資料も届いておるのであります。それによつて見ましても、この問題等につきましても、なかなか急がなければならぬ、これは調査ができた次第当然やらなければならぬ、こういうような状態です。被害者が、いまの状態では、完全な生活保障、医療保障、こういうような点が行なわれておらないことが、いろいろと陳情や運動としてあらわれておるわけでありまして、こういうような方面に重点を置いて今後は対策を立てなければならぬ、こういうふうに思つておるのですが、この生活保障の關係と医療保障等の關係については、現在のところ大臣はどういうふうに考へておられますか。

○坊国務大臣 生活保障につきましては、これは生活保障に該当するという方々に對しましては生活保障をやつておる、それから医療につきましては、原爆医療法、現行法がございまして、それによりまして、いろいろな態様もございましてけれども、治療を公費でやつておる、こういうことでございまして。

なほ、それで実態が足りないんじゃないかというふうな結論が調査の結果出てきますれば、これに對しましては、必要な措置はとつていかなければならぬ。結局、実態調査の最終段階におきまして何らかの措置をとらなければならぬ。現段階におきましては、いま申し上げましたような制度のもとにおきまして、生活保障並びに医療の公費負担といふことをやつておるわけでございます。

○島本委員 そうして、現在行なつておるところの原爆被害者の医療法ですか、こういうようなやり方によつて、これで厚生省では満足だと考へておられるのですか。

○坊国務大臣 医療援護の面につきましては、いま申し上げました原子爆弾被害者の医療等に関する法律によりまして、十分の措置を講じておるところでございますが、今後も引き続きましてその充実強化につとめてまいる所存でございます。

○島本委員 この問題等については、大臣も知つておられるように、以前からこの問題については厚生省でもいろいろ配慮しておつたように思つておるのです。しかし、具体的にあらわれてきた問題は、なかなか発展しておらないわけなんです。発展しておらないどころか、現在のような状態のままでは、被害者援護の実を十分あげておらないといふことなんです。したがって、被害者援護の実をあげるためにここにはつきりとした対策を講じなければならぬ。もうその調査もできつたつある。そうして、できたならば、これははつきり對

りません。その場合には、この被害者の生活の保障の面と、それから医療の保障の面だけは、これは完全にしてやらなければならぬものである。現在の状態ではまことに不備である、こういうふうなことを言つておるわけなんです。それで不備な状態ですから、これを直すにやぶさかであつてはいけないうのでございまして、これは今後調査できたならばおそろくは——いつごろできるのでしょうか、これは調査がまとまつたならばすぐこれに對処してもらわなければいけないと思ふのです。この調査結果はいつまゝとまり、いつ発表なさいますか。

○坊国務大臣 調査の結果は大体ことしの秋というふうに目途を置いております。

○島本委員 その場合には、いま言つたように、完全に被害者の補償を考へる。東京地裁においてのいろいろな判決も出ておるようですが、この場合には、国は被害者に対して十分な救済策をとるべきである、こういうようなことまではつきり申し述べられておるはずなんです。被害者に対する十分な救済措置をとるべきであるといふこの判決が出た以上、大臣もそれに対しては忠実に実施していただきたい、しなければならぬのではないかと思ふのです。この判決との關係で、大臣はどういうふうに対処なさろうとお考へでしょうか伺いたい。

○坊国務大臣 実態調査の結果を、これはやはり調査の結果でございますから検討をする必要がございます。検討といふのは、あとへ送る、あとへ送るといふわけではないのです。調査は、これは一応検討いたしまして、その結果これは必要であるといふことにつきましては、必要な措置はとることにやぶさかではありせん。判決につきましても、その判決が出た以上は、その趣旨を当然尊重いたすべきものでございまして、その線と、それからよく実態について調査された結果につきまして検討いたしまして、そうして善処すべきものだと考へております。

○島本委員 私はその調査の結論を出した上で善

処するように心から望んでやまないのです。そしてその実態調査の中でも、ことに衆参両院の附帯決議を尊重されて、被爆者のほうが、非被爆者に比べて死亡率が高い、それと同時に貧しい。月収が一万五千円以下の階層の人が八〇%以上いる。それから月収二万五千円以下の人がまた六〇%にもなっている。そうして、それは健康上は、完全にこれは不健康を訴えている。こういうような状態で、やはり原爆症と貧困の悪循環が行なわれているというこの実態にメスを入れて、大臣としては、この結果に基づいて今後の対策を完全に行なうのでなければならぬと思うのです。

いま申しましたように、裁判の判決まで出ている問題でもありますが、それとあわせて、この対策を十分考えるのであれば、貧困から救済、救済という点からも、これはそのままにしておいてはいけません。生活保護があるから法の適用を受けなければならないという問題だと思ふのです。これはただ、生活保護があるから法の適用を受けなければならないという問題に、事務的に簡単にこの問題は考えてはいけません。もし、そういうようなことで考えるとすれば、政府の行なっている政策全体にひずみが出てくるのです。農地報償の問題でも、在外財産の問題でも、それに対しては手厚い態度をとっている。同じ国内で被爆した人には、生活保護だとか、現在の法律があるがままにこれを律しておくとすると、これは差別もはなはだしいことに相なってしまうわけなんです。こういうような点は、一つの戦後処理としても十分考えて対処しなければならぬと思つてゐるのです。

大臣この点はいかがでしようか。

○坊国務大臣 原爆被爆者の中には普通の被爆者より貧乏なる者、豊かなる者が非常に多い、原爆被爆者が普通の被爆者よりも激甚なる身体的障害を受けておる、そのために生活能力もない貧乏な人間が多い、こういうお話でございますが、それは現在のところ、たとえば、普通の被爆者百人の中で十人が非常に貧乏である、生活保護の対象になつておる。ところが原爆被爆者百人のうち、四十人も五十人も生活保護を受けなければならぬような程度であるというようなことでございしますならば、当然——それはいまの生活保護でも私は十分だと思つておりませんよ。十分だとは思つておりませんけれども、当然普通の被爆者よりも原爆被爆者に生活保護に該当する方が多い、こういうわけでございます。きわめて平板的に考えますれば、生活保護法が原爆被爆者の方に当然、自然にございしますが、厚くいつておるわけでございます。しかし実態調査の結果、なおそれでもいけないんだというような事態がキャッチされますならば、必要な措置につきましては、これはその措置をとることにやぶさかではない、こういうことを申し上げたいのでございします。

ち、四十人も五十人も生活保護を受けなければならぬような程度であるというようなことでございしますならば、当然——それはいまの生活保護でも私は十分だと思つておりませんよ。十分だとは思つておりませんけれども、当然普通の被爆者よりも原爆被爆者に生活保護に該当する方が多い、こういうわけでございます。きわめて平板的に考えますれば、生活保護法が原爆被爆者の方に当然、自然にございしますが、厚くいつておるわけでございます。しかし実態調査の結果、なおそれでもいけないんだというような事態がキャッチされますならば、必要な措置につきましては、これはその措置をとることにやぶさかではない、こういうことを申し上げたいのでございします。

○島本委員 今回の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の中で、いろいろ法律改正事項が出てきております。この出てきておるこういうような問題を総体的に見まして、大臣、これはやはりよくして喜ぶのは当然なんです。よくしてやることは大いにけっこうなんです。大臣は考え方として、こういうような軍人関係のほうはこのようによくするけれども、他のほうの年金や他の保険、保障の關係とあわせて何かお考えがあるんじゃないかと思ひますけれども、この社会保障全体に対する一環としてこれを考えるのか、これだけは別だと思ひてゐるのか、考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坊国務大臣 先ほどもお答えを申し上げましたが、戦争で直接強権によつて、一つの国家的地位に縛られて犠牲を受けた分野の者と、それから社会保障の対象となる、ことに生活保護等の対象になる、あるいは老人、そういったものは、そこに少しニュアンスの違いがあると思ひます。単純なると言うのであれば、純然たる社会保障の対象、それから国家が縛つたためにそういうようなことになつたというものに対する国家賠償というものは、これは同じ平面の上において比較はできまいと思ひます。しかし、両方ともそれぞれ

の意義を持つたことでございます。だから、どちらに厚くどちらに薄くというようなことであつてはならない。それぞれの立場、それぞれの意義、これをよく認識いたしまして、そしてそれにふさわしいような措置をとっていくということですね。薄くするということではならない。しかし、そのニュアンスにおきましては、純然たる社会保障と国家賠償という点においては意味を加味したものとは、これは違ふ。その点において違ふと思ひます。

○島本委員 そういうふうにして、戦争の被害を直接受け、命を失つたり、またけがをされたりした、そういうようなことに対しては、国家賠償、これもまあ社会保障の一環としてそれを加味して行なうのだという意味のようです。そうですね。——それならば、原爆の被害も当然同じじゃありませんか。原爆の被害者はそれと別々に扱われなければならないという理由はないじゃありませんか。社会保障の一環として完全にやつて、そのほかに国家賠償とは申しませんが、国家補償も一環に加えて、これを手厚く考えてゐるのだ、こういうようなことだとすると、当然原爆の被害者も同じ被害者じゃございせんか。その方面もやはり恩給を受けたり、現在法律案に出てくるこの人たちの受けるものと同等以上に、これらも待遇をしてやらなければならぬはずじゃございせんか。私はその点は、いままでの答弁の中で、やはり前段において聞いてきた原爆の被害者に対するいろいろな措置のほうに、あまりにも法律適用的であつて、この援護法のほうに對しての考え方は、同じ状態にありながらちよつと違ふのじゃないか、こう考えられるのですが、大臣は、これはやはり違つた処理で正しい、こういうふうにお考えですか。

○坊国務大臣 原爆被爆者が非常な激甚なる障害を受けた、精神的にも肉体的にも財産的にも非常に大きな障害を受けたということは、これは私もよくわかります。そのとおりでございます。た

だ、いま私が申しました援護法、何だというような制度でもつてやつていくものは、これは国家の一つの強権的な制度でもつて、たとえば軍人とかあるいは軍属とか、そういったようなもので、国家がこれを縛つて、一つの国家的な地位をそれに付与をいたしまして、その強権的基盤による地位において、これはどこへ戦争に行けといわれたならば、国家の支配されることに抵抗ができない、断わることをできないといったような身分、地位というふうなものを持つた方々が犠牲になつたのと、実質的には広島、長崎へ住まつておられた方は、これはいろいろな關係から——たとえば、ここへあした原爆が降つてくるということがわかつておつても、そこを避難することができなかったかもしれないけれども、これは強権的な縛りを受けたということではない。その人の自由なる意思によつて広島あるいは長崎におられた。国家との關係で、縛られるといったような法律上の地位におつた人ではないという点から考えますと——私は実質的な障害は認めます。非常に大きな障害を受けられたということは認めますけれども、さうな点におきましては、障害の甚大さにおいて、これは非常にたいへんなことでございしますが、ほかの被爆地における爆撃を受けた人、こういう方々と地位において、身分においては私は変わりはないと思ひます。ただしかし、ほかに比べて非常な大きな損傷を受けられたということ、これはもう比較にならぬほど甚大なものであるということはよくわかります。それで、とにかくそこへ縛りつけられておつたということではない、これはもう島本さんも御了解願ひるのではないと思ひます。

○島本委員 大臣の考え方はまだよくわかりませんが、大体わかりつつあります。それで、この中で私自身も心から理解しておきたいと思ひますのは、これはいろいろと軍人恩給の關係もあるんじゃないかと思ひます。厚生省がいろいろやつてゐる社会保障並びに公的年金、これと恩給局でやつておられます恩給の關係、こういう

ようなものはやはり国が行なっている一つの事業でございますから、こういうようなのは、横の連絡がなしに、かつて一つだけがほんととやっているはずのものじゃなからうと思ふんです。私が聞いておるのは、やってもいいならば、やってもいい理由がちゃんとあるはずだと思ふます。これは社会保障的なものだとするならば、当然厚生省のほうでもそういうような点を見て、生活保護の問題から始まって、公的な年金やそのほかのいろいろな保険の問題も考えて、これは必要によって上げるのが私は正しいと思ふのです。今回の場合、いろいろ軍人恩給の問題もあるようでありますけれども、それも聞いておきたいと思ふます。しかしながら、今回の場合は、上げるのはけっこうですが、社会保障の面、他のいろいろな公的な年金や保険の面との差というものは、これはあるのですか、ないのですか。これはやはりこの程度上げるパーセントによって、他のほうも全部上がっておりますかどうか、この点をひとつ恩給局の方もせつかくいらしておるようですから、大臣と大屋敷さんのほうの御答弁をお願いしたいと思います。

○実本府委員 いまの島本先生のお話で、遺族援護法に關しても、やはり今回の年金の増額をやっておるわけでございますが、先生の御承知のごとく、援護法の対象になっておりますものは、軍人、軍属、準軍属といったような国家の直接身分がある者、あるいは国が終動員法等によって強権を發動して、そういう特別な権力関係において強制的に労働配置したといった方々、そういった方々に対しましては使用者責任としての、国家補償的な立場からの給付を差し上げるというたてまえになっておる法律でございます。恩給の場合も、これは恩給局からあとからお話があると思いますが、恩給の場合も、そういった軍人、軍属、主として軍人に対しまして給付でございます。その点では援護法も恩給も対象者が大部分同じであるわけでございますが、とにかく、いずれにいたしましても、恩給の中には、そういう国

家補償的な面で制度の運用を考えていかなければならない面と、それから普通の文官恩給あるいはいわゆる普通扶助料の關係、そういった国家公務員共済組合の中から移りました、普通の社会保障制度の中の年金制度というものの仕組みの中で考えていくべきものと、両方ダブってやっていると聞いてございまして、援護法と恩給法の中で共通いたしました部分は、先ほど申し上げましたように、国との直接の身分關係のありました軍人、軍属についての、国家補償的な面での要対象者を対象にしているわけでございます。

したがいまして今回の改正につきましては、お説のように、一般の社会保障制度におきます公的な年金とのバランスというものも考えてやらなければならぬのじゃないかというお説、ごもっともなことでございますが、いまかりに遺族援護法によりまして給付いたしております年金の額と、それから社会保障制度の他の公的な年金の中で、非常によく似通っておりますものとの金額の比較をしてみますと、非常によく似通ったものといえまして、船員保険法の業務災害補償部門の年金に例をとってみますと、職務上による障害年金の一人当たりの平均額が、昭和四十年年度において約十一万四千六百円というふうな額にのぼっております。これに對しまして、援護法による障害年金の平均額が、同じく四十年年度におきまして約十萬八千二百円というふうな額になっております。また、船員保険の職務上の遺族年金一人当たりの平均額は、同じく昭和四十年年度におきまして八萬二千九百円というふうになっておりますが、援護法によりまして同じ遺族に對します年金の平均額は七萬八千七百円というふうなことになってございまして、兩者の間にはあまり相違は見られない。どちらかと言いますと、公的な年金制度の中の船員保険給付のほうが若干高いといったような実情でございます。これは単に一例を引いただけでございますが、国家補償といまして考へております援護法なり、あるいは恩給の中の戦争犠牲者に對します部分につきましては、現在それほど高いもので

ないというふうな一例がここに見られるわけでございします。

○大屋敷説明員 恩給は、御承知のように退職時の条件で定まるわけでございまして、本質は、在職中の功績とかあるいは勤務年数、そういうものによつて、国家によつて、経済的能力を失つたという観点から補償するといふもので今日までまいてきておるわけでございします。しかしながら、一般の年金にも言えることとございしますが、特に戦後の経済条件とかいふような意味合いで、年金の実質は下がつてまいりました。こういう場合にはある程度生活保障的な色彩が出てくるのは当然である、こういうような観点から、今日の恩給は、主体はあくまでも戦前の趣旨と変わらないのでございしますが、やり方といたしましては、社会保障ではございせんが、若干社会保障的な色合いをつけた処遇の方法をとるといふことは事実でございます。

今回の恩給の増額でございますが、そのように恩給は本質的には社会保障と違つておりますので、過去の増額のルール、これもおのずから違つておるわけでございします。今回の増額は、御承知のように、昨年の法律で恩給法その他公的な年金制度にもいわれる調整規定というものが入つたのでございしますが、その調整規定の検討といふかね合

いで、恩給審議会というものが昨年の五月に設けられております。今回の増額はその審議会の答申に基づきまして、一応調整規定は今後どういふような方法をとるかというのは今後の検討問題として、それまでに、恩給年額が従来のルールに従いますと非常に水準が低いのだ、そのような御判断のもとに、今回一般の場合は一〇%、年齢によりましては二〇%、二八・五%というふうな増額をいたしておるわけであります。恩給といひましては、社会保障とは現在でも一線を画しております。これは先日新聞で見ましたが、社会保障制度審議会の答申案でございしますが、これにもやはり一般の公的な年金制度に何らかのプラスアルファというふうな考え方で進めております。

○島本委員 それでは、あんまり時間がたつても困りますので、最後に一つだけ言つて本会議に臨みたいと思ひますが、厚生大臣、いま言つたような趣旨からして、衆参両院の附帯決議を尊重して、この調査が済んだならば原機被害者に対してはすみやかに措置をするといふことを私は期待しておきたいと思ひます。この点、このように期待したいのですが、いま言つたようなことではないのですか。

○坊国務大臣 実態の調査をいたしまして、その答申を検討いたしまして、そうして必要であれば必要な措置をとることはやぶさかではございせん。

○島本委員 それでは、次回の機会にまた直ちにこの続きをやらしてもらひます。

○川野委員長 次会は、来たる六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局